



平成 30 年 10 月 17 日

(照会先)

厚生年金保険部長 入澤 俊行

(電話直通 03-6892-0766)

国民年金部長 小崎 正二

(電話直通 03-6892-0763)

事業推進統括部長 菅野 恵文

(電話直通 03-6892-7776)

年金給付部長 樫本 一憲

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられた 皆さまへのお知らせについて

(厚生年金保険料等の納付期限の延長、納付の猶予及び口座
振替について)

(国民年金保険料の免除及び口座振替について)

(年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限
の延長等について)

平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げ
ますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび、厚生労働省告示第 362 号及び第 364 号が公布されたこと等にともない、別添 1、
別添 2 及び別添 3 のとおりお知らせいたします。

別添 1: 厚生年金保険料等の納付期限の延長、納付の猶予及び口座振替について

別添 2: 国民年金保険料の免除及び口座振替について

別添 3: 年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限の延長等について

以上

日 本 年 金 機 構

被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ

厚生年金保険料等の納付期限の延長、納付の猶予及び口座振替について

平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

[1] 厚生年金保険料等の納付期限の延長及び口座振替 (対象地域に限った取扱い)

1 厚生年金保険料等の納付期限は延長されています

- 平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴い、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者については、平成 30 年 10 月 17 日付け厚生労働省告示第 362 号により、平成 30 年 9 月 6 日以降に到来する厚生年金保険料等(※)の納付期限が延長されました。
- (※) 厚生年金保険料（特例納付保険料、高齢任意被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む）、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1 号加算金及び 2 号加算金

[対象地域一覧]

都道府県名	対 象 地 域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町

2 延長後の厚生年金保険料等の納付期限は、後日お知らせします

- 延長後の納付期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討し、別途、厚生労働省告示で定めることとしており、後日お知らせいたします。

3 厚生年金保険料等の納付について

(1) 口座振替について

- [1] 1 に記載した対象地域に所在する事業所、船舶所有者にかかる口座振替
 - ・ 納付期限が延長されている間は、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者の毎月月末の厚生年金保険料等の口座振替を原則停止することといたしました。
 - ・ 口座振替を停止しました厚生年金保険料等については、再度の口座振替をすることができないことから、後日納付書をお送りいたします。
- 口座振替が開始できるようになった場合には、改めてお知らせいたします。

(2) 納付書等による現金納付について

- 金融機関の窓口で毎月納付されている事業主の方は、これまでと同様に「納入告知書」を送付いたします。
- 納付書、または納入告知書を用いて金融機関の窓口等で納付することが可能ですが、後日お知らせする延長後の納付期限までの間は、納付していただかなくともかまいません。

後日、延長後の納付期限をお知らせした後は、その納付期限までに金融機関の窓口等で納付していただきますようお願いいたします。

4 納付期限の延長の終了後、災害等の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な場合は「納付の猶予」の制度があります

- 納付期限の延長が終了となった後、災害等の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、申請をいただくことにより、納付の猶予が適用される場合がありますので、延長期限確定後に管轄の年金事務所へご相談願います。
- 「納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要になります。

5 納付期限の延長期間内の督促状と延滞金について

- 平成 30 年 8 月分以降の厚生年金保険料等については、納付期限の延長となっている期間内は督促状の送付はされず、延滞金はかかりません。

[2] 厚生年金保険料等の納付の猶予

([1] 1 における対象地域に限らない取扱い)

1. 厚生年金保険料等の納付が困難な場合について

- 災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所に申請をいただくことにより、「納付の猶予」を受けることができます場合があります。
- ※「納付の猶予」を受けた場合は、猶予期間内において滞納処分の執行を受けず、延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ※申請には「り災証明書」等が必要になります。

・ 災害による納付の猶予

災害のやんだ日から 2 月以内の申請が必要です。

災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象保険料の全額が納付期限から 1 年以内に限り「災害による納付の猶予」が認められることがあります。

・ 通常の納付の猶予

猶予該当事実発生後速やかに申請が必要です。

災害による事業の悪化等により、一時に保険料を納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な額を限度として1年以内に限り「通常の納付の猶予」が認められることがあります。

2. 厚生年金保険料の口座振替について

- 保険料の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災により保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止についてご相談ください。ご相談は管轄の年金事務所又は直接、振替先の金融機関本支店にお願いいたします。

※ご連絡の時期によっては停止することができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※口座振替を停止された場合、納付書が別途送付されます。

※口座振替を停止する場合はその都度ご連絡が必要となりますので、ご注意ください。

対象地域（勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町）の事業主の方
お問い合わせは苫小牧年金事務所へ

苫小牧年金事務所 厚生年金徴収課
〒053-8588
北海道苫小牧市若草町2-1-14
☎ 0144-56-9000

（ガイダンスに従い【4】をダイヤルしてください。）

受付時間：月～金曜日（平日）午前8時30分から午後5時15分

対象地域以外の事業主の方
お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ



0120-010-551 （通話無料）

（ガイダンスに従い【3】をダイヤルしてください。）

（受付時間） 月：午前8時30分から午後7時00分

火～金：午前8時30分から午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分から午後4時00分

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

被災された国民年金被保険者の皆さまへ

国民年金保険料の免除及び口座振替について

平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

○ 国民年金保険料の免除について

平成 30 年北海道胆振東部地震で被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になります。

免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続については、市区町村又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

○ 口座振替の停止手続について

保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。お近くの年金事務所までご連絡いただくか直接、振替先の金融機関本支店に停止のご連絡をお願いします。

※ご連絡の時期によっては停止することが出来ない場合がありますのであらかじめご承知おください。

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ



0120-010-551 (通話無料)

(ガイダンスに従い【2】をダイヤルしてください。)

(受付時間) 月：午前 8 時 30 分から午後 7 時 00 分

火～金：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

第 2 土曜日：午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

被災された年金受給者の皆さまへ

年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限の延長等について

平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

1 年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限に関するお知らせ

平成 30 年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された地域（別紙「災害救助法が適用された市町村」）に住所を有する方で、誕生日が 9 月 1 日から 10 月 31 日までの間にある年金受給者の方が提出する次の届書について、提出期限を平成 30 年 11 月 30 日まで延長することといたしました。

届書に記載されている提出期限にかかわらず、平成 30 年 11 月 30 日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

○ 対象となる届書

- ・ 現況届
- ・ 生計維持確認届
- ・ 障害状態確認届

2 障害年金等を所得制限により支給停止されている方へのお知らせ

次の年金・給付金の受給権者等で、所得があるために年金の一部又は全部が支給停止されている方のうち、平成 30 年北海道胆振東部地震により住宅、家財又はその他の財産について概ね 1 / 2 以上の損害を受けられた方については、ご本人からの申請に基づき、損害を受けた月から平

成 31 年 7 月までの年金をお支払いします。

なお、翌年（平成 31 年 8 月頃）に、その前年（平成 30 年）の所得確認を行い、前年の所得が年金の所得制限額を超えていたことが判明した場合には、損害を受けた月まで遡って年金・給付金の支給停止を行いますので、あらかじめご了承ください。

○ 対象となる年金・給付金

- ・ 20 歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
（年金証書等に記載されている年金コードが 2650 又は 6350 の方）
- ・ 老齢福祉年金の受給権者
- ・ 特別障害給付金の受給資格者

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ



0120-010-551（通話無料）

（ガイダンスに従い【 1 】をダイヤルしてください。）

（受付時間） 月曜日：午前 8 時 30 分から午後 7 時 00 分

火～金曜日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

第 2 土曜日：午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

(別紙)

災害救助法が適用された市町村
北海道の次の市町村

市町村名
札幌市
函館市
小樽市
旭川市
室蘭市
釧路市
帯広市
北見市
夕張市
岩見沢市
網走市
留萌市
苫小牧市
稚内市
美唄市
芦別市
江別市
赤平市
紋別市
士別市
名寄市
三笠市
根室市
千歳市
滝川市
砂川市
歌志内市
深川市
富良野市
登別市
恵庭市
伊達市
北広島市
石狩市
北斗市
当別町
新篠津村
松前町
福島町
知内町
木古内町
七飯町
鹿部町
森町
八雲町
長万部町
江差町
上ノ国町
厚沢部町
乙部町
奥尻町
今金町
せたな町
島牧村
寿都町

市町村名
黒松内町
蘭越町
二セコ町
真狩村
留寿都村
喜茂別町
京極町
倶知安町
共和町
岩内町
泊村
神恵内村
積丹町
古平町
仁木町
余市町
赤井川村
南幌町
奈井江町
上砂川町
由仁町
長沼町
栗山町
月形町
浦臼町
新十津川町
妹背牛町
秩父別町
雨竜町
北竜町
沼田町
鷹栖町
東神楽町
当麻町
比布町
愛別町
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
南富良野町
占冠村
和寒町
剣淵町
下川町
美深町
音威子府村
中川町
幌加内町
増毛町
小平町
苫前町
羽幌町
初山別村

市町村名
遠別町
天塩町
猿払村
浜頓別町
中頓別町
枝幸町
豊富町
礼文町
利尻町
利尻富士町
幌延町
美幌町
津別町
斜里町
清里町
小清水町
訓子府町
置戸町
佐呂間町
遠軽町
湧別町
滝上町
興部町
西興部村
雄武町
大空町
豊浦町
壮瞥町
白老町
厚真町
洞爺湖町
安平町
むかわ町
日高町
平取町
新冠町
浦河町
様似町
えりも町
新ひだか町
音更町
士幌町
上士幌町
鹿追町
新得町
清水町
芽室町
中札内村
更別村
大樹町
広尾町
幕別町
池田町
豊頃町
本別町

市町村名
足寄町
陸別町
浦幌町
釧路町
厚岸町
浜中町
標茶町
弟子屈町
鶴居村
白糠町
別海町
中標津町
標津町
羅臼町